

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成30年12月19日(水)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

和泉英己, 佐藤信行, 佐橋菊代, 関典子, 築地茂, 山本清明(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 麻生川綾(検察官), 近藤宏子, 藤井聖悟(以上裁判官)

(説明担当者)

松山富晴(次席家裁調査官), 久島大輔, 多胡佳世子(以上主任家裁調査官)

(庶務)

山内清香(総務課長), 間邊宏(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 新任委員1名から自己紹介があった。

(2) 今回のテーマである「子の福祉の実現を目指した調停運営について」について, 松山次席家裁調査官, 久島主任家裁調査官及び多胡主任家裁調査官から, 離婚調停の実際, 家事調停を巡る近年の動き, 離婚後の子の福祉のイメージ及び離婚調停における取組(親ガイダンス等)について説明があり, 委員それぞれの立場から, 離婚紛争下にある父母や子どももの状況, 離婚後の子の福祉を実現するための離婚調停の工夫について意見等を頂きたいと説明があった上で, 各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言, ●は説明担当者の説明である。)

○ 離婚という極度の緊張状態にある父母は精神的にも情緒的にも不安定と思われるが, そういった父母をサポートする仕組みはあるのか。

● 仕組みとしてはないと思われる。親族がサポートすることになるとと思われるが, 調停

等であれば弁護士にアドバイスしてもらうことも考えられるし、その他の相談機関を利用することも考えられる。

- 家庭裁判所は中立の立場なので、どちらかの相談に応じてサポートすることは難しいと思う。アドバイスを受けるのであれば、裁判所以外の機関に行くことになるが、自分のためのアドバイスをもらいたいとすれば弁護士になる。
- 父母は自分の問題自体を整理しないと子どものことに目がいけないということがあるので、初回の調停で父母の問題を丁寧に聞き取り、それを解決していくことが、結果として、サポートになる可能性はあると考える。
- 例えば暴力を受けている母の場合、まず暴力に目が向いていて、面会交流には思いが至らないにもかかわらず、調停では子どものことばかり聞かれるので、代理人としては、もっと当事者の意見を聞いてもらった上で子どものことを聞いてもらいたいと思っている。子どもと直接話すこともあるが、それが子どもの本当の気持ちなのか判断がつかず苦慮している。
- 離婚事件は地方都市の弁護士の多くが常に抱えている事件の1つである。夫婦のぶつかり合いに子どものことが入ると、当事者同士では話し合いが難しいので、調停を勧めている。そういった場合、一方の親が子どもの面倒を見ていることが多いが、もう一方の親から子どもに会わせてほしいと言われ、裁判所で会わせるという話が出て、裁判所の期日の都合上、二、三か月先になる。面会交流の事件についてはもう少し期日の間隔を狭めてほしい。子どもの面倒を見ている親からすると、もう一方の親による連れ去りを心配しており、現に連れ去られることもあって、そういうことがまたあるのではないかと考える。また、面会交流の回数については、私の経験上、裁判所では月に1回とか、子どもの長期休み毎等となるところ、子どもの面倒を見ている親からはそれと同じくらいの回数の希望や、できれば会わせたくないという希望が出るのに対し、ガス抜きのために1週間後に会わせたりすると、もう一方の親からその1週間後にまた会わせてくれという話が出て、要望がぶつかることがある。
- 私の組織ではDVや児童虐待、ひとり親支援を所管しているが、DVで逃げたけれども離婚できないままにいる事例や子どもが虐待されているにもかかわらずかばわない親

の事例がある。私たちとしては、子どもの安泰を一番優先したいと考えている。面会交流の際の子どもへのプレゼントのぬいぐるみにGPSが入っていて、居場所が分かり、連れ去られてしまった事例があったとも聞いている。面会交流は必要なのかも知れないが、命にかかわることもあるので、考慮していただきたいと思う。

- 親同士が揉めていることは子どもの様子に表れている。子どもは親の顔色を見ていて、敏感に察知している。子どもは学校で本当のことを言えず、悶々としていることが学校の中の様子に表れている。
- 初回の調停では、親ガイダンスを行ってから調停を始めているが、まず解決しなければいけない夫婦間の問題、離婚するのかもしれないのか、親権者をどうするのか、財産の分け方、慰謝料等の解決から進めざるを得ず、また、調停の時間が限られており、夫婦間の問題に焦点を絞らざるを得ないため、子どもの問題に焦点を当てる作業が難しいと日頃から感じている。調停委員として、離婚しても子どもの親の立場は変わらないので、父母として子どもを支える視点に立って考えるよう伝えている。家裁調査官の助言や働きかけで面会交流や養育費の支払いの実現に努めているが、面会交流については進行が難しく、夫婦間の紛争性が高いほど進行に苦勞している。調停委員は、調停が終了すると当事者と関わることができず、その後のことが非常に気になるケースもある。面会交流が親子にとって特別なことではなく、日常的なこととして、親子の関係が築いていけるようになればいいと思って調停を担当している。
- 親ガイダンスでのDVD視聴について、感情的になっている父母に始めに見てもらうのは必要なことだと思う一方で、どれくらいの人が受け止めて見てくれるのかも思う。見たくないという人もいるのか。
- 本年4月から10月までについて調べてみたところ、離婚調停が約200件あり、そのうち親ガイダンスを行ったものは約60件、30パーセントである。途中で席を立たれたという経験はなく、多くの方が最後まで見ている。私の感想ではあるが、比較的淡々と見ていて、「あんなことしてよかったのか」等具体的な話になる方はそれほど多くなく、「分かりました」と言って終わる方がほとんどである。どのような効果が出ているかは分からないが、子どものことについて話さなければいけない場面はあるので、

その時の助けとなればと思っている。なお、虐待事案やDV事案、面会交流で先鋭的な争いになっている場合は、親ガイダンスを行わず、家裁調査官が調停委員と話を聞くことで対応している。

- 30パーセントの意味を説明してほしい。
- 200件のうち、子どものいない夫婦の事案や虐待事案等で家裁調査官が調停に立ち会う場合、子どもがいるけれども既に大きくて子どもの意思を優先するような事案を除き、親ガイダンスを行って子どものことを考えてもらった方がよいという事案が約30パーセントになるという意味である。
- 調停とは別に、子どもを積極的にフォローする、子どもの状況を確認して対策を取るとか、離婚がネガティブなことだけではないことを教えることはできないのか。
- 子どもに対する教育や指導そのものを目的として家事調停の中で活動することはないと思われる。ただ、子どもに重篤な問題が出ている等調停委員会が調停を進める際に、実態を把握した上で進めなければいけない場合は、実態の把握のために家裁調査官による調査を行うことになる。家裁調査官は調停委員会に調査内容を報告し、調停委員会から当事者にフィードバックすることになるので、父母に子どもの状況を理解してもらい、父母において対策を取ってもらうことになると思われる。調査を行わない場合でも、子どもに問題が出ているということであれば、調停委員会から他の機関への相談を提案し、その状況を次回調停で聴取した上で調停を進めることになると思われる。経験上、父母が別居して一定の生活環境ができると、子どもが安定する場合もあるが、それに対して、家庭裁判所が何かすることは難しいと考える。
- 工夫として、父母のいないところで、第三者が父母に対する子どものメッセージを録画して、それを両親又はどちらかの親に見てもらおうというのはどうか。子どもがどんなことを考えているか客観的な形で見てもらえるのではないか。
- 子どもにとって良くないと思ってもいない親も多いので、視点を与える意味で親ガイダンスは良いと思う。私が業務の中で接するのは虐待を受けた子どもや親同士のDVを目撃した子どもであるが、いずれの場合も、親が子どもを自分の物のように思っているとか、自分とは別個の人格がある存在ということ認識していないことが多い。虐待す

る親は、しつねにだから何が悪いと平然としているケースが多く、DVの場合も子どもにしていけないのだから、その何が悪いと言っているケースもある。子どもの成長にとって何が良いことで、何がいけないかを親が知らないことが根底の原因にあると思われる。子どもの成長に悪影響があることは心理学的にもわかっていることを説明することで理解して、環境を立て直すということもあった。調停に至っている夫婦はその後争いが続くことが想定されるので、冷静にさせ、子どもにとって何がやってはいけないことかを教えることは重要だと思う。

- 先ほどあった、子どもからどう思っているかを聞くことについて、親としては聞きたいことだと思うが、子どもにとっては負担になることもなくはないと思う。子どもから虐待の状況等を聞く際、感情ではなく、事実を聞いている。子どもは、その時々で考えが変わるので、1回目と2回目とで答えが違うことがある。1回言ってしまっただけでそれが記録化されていると、なぜあんなことを言ったのかと気に病む子どもが多いと研修で聞いたことがある。親に対する気持ちを出してもらうのはハードルが高いと感じた。
- 面前DVを受けている子どもは、それを暴力と思わないという事例も聞いている。そういう状況に対し、研修や啓発、セミナー、加害者に対するフォローアップ等を行っているが、更に必要だと感じた。
- 子どもを持つ10人のうち1人がひとり親であると聞いており、また、離婚して養育費を受け取っていてもだんだんと先細っていき、受け取れなくなるケースが非常に多いと聞いている。ひとり親、特に母子家庭の場合、不安定な状況にあるので、養育費を確実に受け取れる制度等があったら教えていただきたい。
- 相手方から事情を聞いた上で支払いを働きかける履行勧告という方法がある。また、調停が成立した場合、養育費の支払いについて、債務名義に基づく強制執行ができる。相手方の財産を調べる等強制的に履行を求める方法を充実させる方向で現在民事執行法の改正が進められている。
- 相手方の口座番号が調べられないとか、居場所が分からなくなっても居場所を調べるのが難しい等の面があり、それが課題と考えていたので、今後の改正に期待している。

○ 離婚等の問題を抱えている子どもや保護者に対し、学校ではまず担任が対応するが、担任1人では対応できない。そこで、現在学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣が行われている。人員は少ないが、学校や保護者から依頼や申出があった場合、スクールカウンセラーが保護者や子どもと面談をして話を聞き、スクールソーシャルワーカーが貧困家庭等の支援を行っている。また、小学校では生徒指導主任、中学校では生徒指導主事が主に級外として外部との連絡調整をしながら対応しているほか、児童相談所とも連携している。さらに、教育委員会の中に児童生徒支援課という部署ができ、こういった問題についても連絡を取りながら解決に取り組んでいる。まだまだ万全ではないが、こういったことで、子どもの安心、安全を少しでも守っていければ、精神的に安定するのではないかと感じた。

#### 5 次回テーマ及び期日

今回は、少年保護事件から見た最近の少年非行の特徴について取り上げることになり、期日は、平成31年6月25日（火）とした。